

主な質問・意見とそれに対する回答主旨及び県の認識（【特】特委、【安】安対協、【住】住民説明会）

1. 安全対策に係るもの

	質問・意見	回答主旨	県の認識
①	<p>〔自然災害〕 島根原発に及ぼす影響が大きいと考えられる地震である宍道断層の長さ 39 kmについて、これまで何度も長さが延ばされてきているが、その理由は何か。 また、宍道断層と鳥取沖西部断層は連動するのではないか。</p> <p>【特】【住】</p>	<p>従前は、活断層が途切れた地点を活断層の端部として扱っていたものを、活断層がないことを明確に証明できない地点は活断層があるものとして扱うこととしたため、宍道断層の長さは約 39km となった。 宍道断層と鳥取沖西部断層との連動については、海上音波探査による地下の地質構造や重力異常の分布などから、連動しないものとした。</p>	<p>顧問からは、次のような意見等が出されたが、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見はなかったことから、県としては、審査結果は妥当と考える。</p> <p>【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宍道断層について、断層の長さを 22km とした申請時の評価も科学的には適切だったと考えられるが、39km に延長したことは、より保守的に評価するための事業者判断だと理解している。 ・ 一般の方に対しては、断層の長さを非常に保守的に評価しており、かつ周辺の断層との連続性はないという説明を尽くすべき。
②	<p>〔自然災害〕 熊本地震のように、2つの基準地震動が連続して起きる想定はしているか。</p> <p>【住】</p>	<p>基準地震動は、極めて厳しめに設定してあり発生する確率も低いため連続して2回起きることは想定していない。 一定の基準を超える揺れの地震が起きれば原子炉は自動的に停止することになっており、停止後は点検して安全であることが確認できないと動かさない。2回目が起きても止まっているので、既に圧力が落ちており1回目ほどの負荷は機器にかからない。</p>	<p>顧問からは、次のような意見等が出されたが、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見はなかったことから、県としては、審査結果は妥当と考える。</p> <p>【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準地震動は、宍道断層などの長さを最大限保守的に見込み、断層全体が一度に動く場合なども想定し、起こり得る最大の地震を想定して決められている。その基準地震動に対して発電所の主要な建物や設備は十分な強度をもっていると考えられることから、熊本地震のような繰り返しの地震を考慮しても影響はないと考えられる。
③	<p>〔自然災害〕 地震はどこでおきるかわからない。</p> <p>【住】</p>	<p>地震は、事前に活断層の存在が指摘されていなかった場所でも起こっているため、島根原発では、そのような地震のうち、「2000年鳥取県西部地震」と「2004年北海道留萌支庁南部地震」の2つの地震が、発電所の直下で発生したと想定した上で、基準地震動として選定している。</p>	<p>顧問からは、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見を含め、特段の意見はなかったことから、県としては、審査結果は妥当と考える。</p>

	質問・意見	回答主旨	県の認識
④	<p>〔重大事故対策〕 外部電源や非常用ディーゼル発電機が使用できなくなった場合、どのように対応するのか。 また、大量送水車で、原子炉等を冷却できるのか。</p> <p>【特】</p>	<p>外部電源と同時に非常用ディーゼル発電機が使えなくなった場合は、原子炉の蒸気で駆動する設備（原子炉隔離時冷却系又は高圧原子炉代替注水系）を用いて高圧注水を行い原子炉を冷却するとともに、新たに配備したガスタービン発電機等を用いて給電を行う。</p> <p>その後、状況に応じて大量送水車を用いて低圧注水を行い原子炉を冷却するが、その水源は輪谷貯水槽に確保し、また、原子炉建屋外部に専用の接続口を設けるなど、低圧注水が確実にできるよう対策をとっている。</p>	<p>顧問からは、次のような意見等が出されたが、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見はなかったことから、県としては、審査結果は妥当と考える。</p> <p>【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故対策については、外部電源や非常用ディーゼル発電機といった既存の設備が全く機能しない場合でも原子炉等を冷却できることなど、非常に厳しい仮定を置いた上で有効性を確認していることは理解した。住民の安全・安心を担保する上では、極端な仮定をしても規制要求を満たしているから大丈夫という説明だけではなく、炉心圧力の急変による燃料温度の急上昇など、異常発生時に実際に起こり得る物理現象を理解し、それを念頭に置いた安全対策を行うよう心がけるべき。
⑤	<p>〔重大事故対策〕 地震や津波の際に中国電力の対応人員は発電所に集まれるのか。</p> <p>【住】</p>	<p>発電所には運転中 47 名が常駐しており、2号機が被災した時にはその要員で対応できる。</p> <p>発電所外からの参集についても、参集手段が徒歩のみとなった場合などであっても事故後 8 時間以内には倍以上の人数が参集可能である。</p>	<p>顧問からは、次のような意見等が出されたが、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見はなかったことから、県としては、審査結果は妥当と考える。</p> <p>【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波襲来に備えた体制の整備や手順の実証が重要であり、関係機関との連携を確認するための実働訓練の実施など、対策の実効性を高めるための継続的な努力が必要。

	質問・意見	回答主旨	県の認識
⑥	<p>〔テロ対策〕 ミサイル等による武力攻撃や大型航空機の衝突等のテロにはどのように対応するのか。</p> <p>【住】</p>	<p>ミサイル攻撃等の武力攻撃事態やテロについては、事態対処法と国民保護法に基づき対応することとなっている。</p> <p>ミサイル攻撃等で原子力施設が被害を受けた場合には、使用できる設備等で、放射性物質の放出や拡散を防ぐこととなる。</p>	<p>意図的な航空機の衝突等のテロによる原子炉施設の破壊について国に確認したところ、新規制基準では、大型航空機の衝突等によって原子炉建物など原子炉施設の大規模な損壊が発生することを想定した対策を講じるよう要求しており、具体的には、可搬型設備を中心として柔軟で多様性のある対応ができるように手順書や体制、設備等を整備する方針であり、審査において確認しているとのことであった。</p> <p>また、原子炉に係る武力攻撃災害の発生等を防止するため、原子力規制委員会は、国民保護法に基づき原子炉施設の使用の停止など、必要な措置を講じるべきことを命じることができるとのことであった。</p> <p>さらに、政府としての武力攻撃事態への対応については、具体的な内容は今後の対応に支障を及ぼすおそれがあるとの理由から回答は差し控えるとのことであったが、国民の生命・財産を守るため、日頃からテロ攻撃や弾道ミサイル発射を含む様々な事態を想定し、関係機関が連携して各種のシミュレーションや訓練を行っているとのことであった。</p> <p>なお、顧問からは、次のような意見等が出されたが、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見はなかったことから、県としては、審査結果は妥当と考える。</p> <p>【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> サイバーテロは今後ますます巧妙化されると予想されるので、ハード・ソフト両面の対策が必要なのは言うまでもないが、中でも、深い専門知識を有する担当部署を設けるなどの体制整備が必要だと思う。また、発電所内部の人が外部に協力してテロが行われるというのが一番怖いので、内々であっても対策を考えておくとよい。

	質問・意見	回答主旨	県の認識
⑦	<p>〔原子力事業者としての資質〕</p> <p>不適切事案や不祥事を繰り返している中国電力は原発を運転する事業者として信頼できるのか。</p> <p>【特】【住】</p>	<p>設置変更許可の審査の中で、技術的能力があることは確認した。また、安全管理や組織の運用管理面の体制については、保安規定の審査で確認していく。一方、事業者の安全意識やその質が確保されているかについては、日常の原子力規制検査で確認していく。この検査では、原発に常駐している検査官が必要と考える際に現場の実態を直接確認することとしており、また、事業者の全ての安全活動を検査対象とし、重要度に応じて検査の量や種類を増やすことになるので、事業者の安全意識の確保等に効果的な対応ができると考える。</p>	<p>中国電力はこれまでも認可を受けた保安規定の違反を繰り返していることから、今後の検査について、再度国に確認したところ、特に島根原子力規制事務所においては、検査官が、中国電力での過去の不適切事案を念頭に厳格に行っていくとのことであった。</p> <p>顧問からは、次のような意見等が出されたが、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見はなかったことから、県としては、審査結果自体は妥当と考える。</p> <p>【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新検査制度については、規制要求を満たすことに留まらずに、如何に現場の意見を取り込み、さらなる安全性向上を図るかが問われているところなので、他の電力会社とも意見交換しつつ、ぜひ制度を活用して欲しい。 ・ 地域からの信頼獲得に向けた取組がされていることは理解したが、地域住民からすれば体質を疑う感覚がある気がするので、しっかり対策をして欲しい。 ・ 令和3年3月に発覚した東京電力の核物質防護の不備事例は、技術者として放置してはいけない状態を長らく放置したもので、まさに技術者倫理の欠陥であり、実質的に倫理意識が身につくような取組を行う必要があると思う。このような事例が万が一にも起きぬよう、しっかり対応して欲しい。 <p>中国電力に対して住民が不信感や不安感を持っていることも事実であり、島根原発には、使用済燃料等もあることから、再稼働する・しないに関わらず、中国電力には、安全管理を徹底してもらう必要がある。</p> <p>県としては、引き続き、中国電力には安全に対する意識改革の徹底を求め、原子力規制庁には検査等で中国電力の安全に対する姿勢・取組の確認を求めるなど、今後も注視していく。</p>

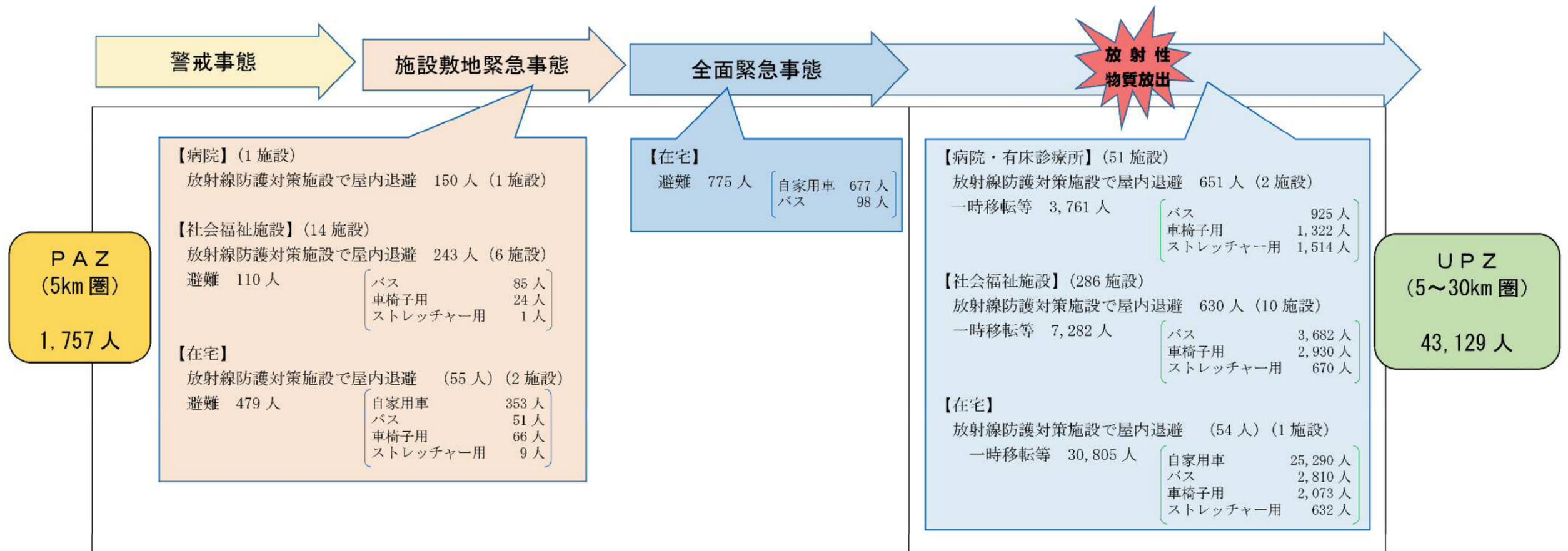
	質問・意見	回答主旨	県の認識
⑧	<p>〔訓練〕 どのような安全対策がとられようとも、それをきちんと運用できなければ意味がない。そのためには訓練が重要と考えるが、どのような訓練が行われるのか。 また、福島事故の教訓を踏まえ、例えば冷却系のシステムを運転中に実際に動かしてみるといった質の高い訓練を行うべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>重大事故の対応については、想定を超える大規模損壊も含めて手順書を策定し、稼働前を含め定期的に訓練することとなっている。また、その訓練などについては、規制当局が検査でしっかり確認していくこととなっている。</p> <p>また、想定しているシナリオと異なるシナリオを突如付与し、対応できるかというような訓練も行う。</p> <p>原子炉に注水する設備などを使用した訓練は、安全対策上難しいが、そのような訓練はシミュレーターで行うこととしている。</p>	<p>顧問からは、次のような意見等が出されたが、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見はなかったことから、県としては、審査結果は妥当と考える。</p> <p>【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の対応手順や人の動きについては、複数の自然現象が重畳した場合も含めて検証を続けるとともに、住民の安心に繋げるための丁寧な説明が必要。 ・ 新規制基準により想定事象が大幅に拡大され、対策された部分についてのリスクは小さくなっている。今後、リスクが大きいことは想定外事象によってもたらされる可能性が高いので、シナリオレスの訓練を何回も繰り返すことで想定外に対応できるソフト対策の力を付けることが望ましい。
⑨	<p>〔安全対策全般〕 設置変更許可は、規制基準を満たすかを審査するのであって、もうこれで原発事故は起きないということか。 リスクが0にならなければ、島根原発2号機の再稼働は認められない。</p> <p style="text-align: right;">【安】【住】</p>	<p>新規制基準に適合したとしても、また、どのような安全対策を行ったとしても、それが「絶対に安全である、リスクはゼロになる」ということを意味するものではない。</p>	<p>国の回答主旨のとおり。</p>

2. 避難対策に係るもの

	質問・意見	回答主旨	県の認識
①	<p>〔屋内退避〕 屋内退避の有効性等について、どのようにして住民の理解を深めていくのか。 屋内退避の指示に従わない住民が多ければ、渋滞も発生しかねないが、どのように対応するのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>屋内退避の有効性等について住民理解を深めていくには、例えば、自治体等で様々な媒体による広報を実施するほか、訓練の際に住民の方に分かりやすく伝える機会を設けるなど、住民との接点を増やしながらか対応していく。</p> <p>避難ルートについては、渋滞が発生しないよう、信号機の多いエリアや橋を避けて設定しているほか、日頃から広報等を行うこととしているが、道路事情等、状況によっては、渋滞の発生は起こり得るため、その際は、避難ルートの信号を一斉に青にするなど、警察ときめ細かく連携して対応する。</p>	<p>屋内退避の有効性等を含め、原子力災害時の避難方法等については、これまでも関係市各戸への広報誌「アトムの広場」の配布や住民学習会、原子力施設見学会等の開催、原子力防災訓練における緊急速報メールの配信等の広報手段を用いて周知を図ってきている。</p> <p>また松江市では、地区別に一時集結所や避難ルート避難先のほか、屋内退避に関することをわかりやすく記載したパンフレットを作成し、各戸に配布している。</p> <p>住民にとっては、我が家はどうすればいいのかというのが一番大事な情報だと考えており、周辺3市においても、同様に、各戸に原子力災害時のとるべき行動や避難先・避難ルート等が分かりやすく伝わるよう、一体となった取組を検討していく。</p> <p>なお、原子力災害時の避難方法に係る顧問の意見は、次のとおりであり、原子力災害対策指針の避難の考え方やそれに基づく県・市の避難計画や取組を疑問視する意見はなかった。</p> <p>【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会心理学の観点からすると、災害時にはある程度危機感を持って対応してもらう方が望ましい。人々が不安に思っている時に安心感を与えようとするメッセージの方が、かえってそのとおりの行動につながらないということがあるので、情報発信のやり方についてはトレーニングしていただきたい。 ・ 災害時に慌てて運転されると、ガス欠や事故で、本人の意図とは関係なく渋滞を引き起こすリスクがある。ご自身だけでなく、県内全体の防災に関わるということはきちんと申し上げないといけない。

	質問・意見	回答主旨	県の認識
②	<p>〔避難時の風向きの予測〕</p> <p>福島のような事故があった場合、その時の風向きで放射能がどの方向に流れるのかによって、住民避難の方向は変わると思うが、避難対策は無風状態を想定しているのか。風向きによるシミュレーションも必要ではないか。</p> <p>【住】</p>	<p>P A Z では、放射性物質放出前に避難することとしているため、避難先等に風向の影響は受けない。</p> <p>U P Z では、風向きによって、気体状の放射性物質が通過する際に外にいと、かえって被ばくするリスクがあるため、放射性物質が通過する間は屋内退避をしていただく。</p> <p>その後、流れてきた放射性物質が沈着すると長期的な影響が及ぶため、各モニタリングポストの測定値をもとに、一時移転が必要な地域を速やかに特定し、特定された地域の住民には一週間程度内に避難していただく仕組みとなっている。</p> <p>また、避難先がそのような地域に該当する場合は避難先を変更するとともに、避難ルート上の地域の状況も考慮したルート設定を行う。</p> <p>このように、風向きを予測して避難先や避難ルートを決定することは予定していない。</p>	<p>国の回答主旨のとおり。</p> <p>なお、顧問からは、原子力災害対策指針の避難の考え方やそれに基づく県・市の避難計画や取組を疑問視する意見はなかった。</p>

質問・意見	回答主旨	県の認識
<p>③ 〔要支援者の避難〕 要支援者が確実に避難できるのか、不安の声があげられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化率が高い地区では、迅速な対応が出来ず、補助することも困難な場合があるため、自主防災組織など小さな単位から支援体制を考えていかなければならないのではないか。 人工透析患者が避難する場合、避難先でも人工透析を受けることが出来るのか。 放射線防護施設には、ケアテイカーや付き添いなどの支援者も収容可能か。 <p style="text-align: center;">【特】【安】【住】</p>	<p>福島原発事故の避難では、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者については、体調などを考慮しなかったり、あらかじめ避難先を確保していなかったり、車両を確保しないまま避難をしたため、避難中又は避難先で亡くなる事態が発生した。</p> <p>その反省から、直ちに避難を行うことにより健康リスクが高まるP A Z内の入院患者や施設入所者、在宅の要支援者等は、まずは、放射線防護機能を付加した施設に一時的に屋内退避していただくこととしており、その支援者も含め収容できる定員を確保している。</p> <p>また、避難に必要な車いす車両やストレッチャー車両についても必要数を運転手等とともに確保する体制を整えている。</p> <p>人工透析患者等の避難行動要支援者については、それぞれの事情を踏まえ、避難先での必要な対応が取れることが確認でき次第、移動をいただくなどの対応を行う。</p>	<p>要支援者については、下図のとおり、避難等を行う時期や所在、人数、避難に使用する車両を把握している。</p> <p>また、入所社会福祉施設、病院・診療所については、施設ごとに避難計画を策定しており、在宅の要支援者についても各市が安否確認等を行い、消防団員等の支援を得ながら避難を行うこととなっている。</p> <p>なお、顧問からは、次のような意見等が出されたが、県・市の避難計画や取組を疑問視する意見は無かった。</p> <p>【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の災害で、全ての情報を適切にすぐ把握して、要支援者の避難が適切に行われた事例はそう多くない。もちろん事前の準備、計画は重要だが、計画どおりに判断できない時にどうするかも併せて考えていただきたい。 要支援者の避難対策については、県、市町村、自治会の緊密な連携が必要。



	質問・意見	回答主旨	県の認識
④	<p>【避難計画の審査】 避難計画は原子力規制委員会で審査しないのか。 【住】</p>	<p>原子力災害時の避難計画は、地域の実情を熟知している自治体と専門的な知見をもつ国が一体となって策定しているため、当事者である国が避難計画を法的に認可することは、適当ではないと考える。 また、避難計画を規制委が認可することを想定した場合、一定の基準さえ満足すれば良いとの考えなどにより、不断の見直しや改善を図る取組を阻害する可能性がある。</p>	<p>国の回答主旨のとおりと考える。 なお、顧問からは、次のような意見等が出されたが、避難計画の実効性に係る県の考え方を疑問視する意見はなかった。 【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は複合災害も念頭に置いて計画の策定を支援する形に現状なっているが、国が何をもって審査できるのか疑問を感じる。 ・ 原子力防災自体は、国、地方自治体、事業者、市民の総合防災力なので、国も原子力防災の当事者の一つ。大きな意味で言うと、当事者が自らのことを審査するのは、スキーム的にも難しいと思う。
⑤	<p>【避難者受入マニュアルの作成状況】 避難先において避難者の受入れマニュアルが未整備であることに住民は不安を感じており、こうした懸念は解消していただきたい。 【特】【住】</p>	<p>広島県・岡山県の受入については、平成27年から内閣府も足を運んで両県内の各自治体に説明をしている。 受入マニュアルについては、島根県が作成したガイドラインを参考に各市町村がマニュアルを作成し、今年度中に残りの市町村についても整備予定となっている。</p>	<p>国の回答主旨のとおりであるが、仮に受け入れマニュアルができていなくても、避難所運営は自然災害時と共通する部分が多いほか、原子力災害特有の事柄等については県が作成したガイドライン等で具体的に示していることから、避難住民を受け入れることは可能と考えている。当然、より円滑な避難受入れのため、岡山県及び広島県と連携をとりながら、引き続きマニュアル策定の促進に取り組んでいく。</p>

	質問・意見	回答主旨	県の認識
⑥	<p>〔複合災害時の対応〕 自然災害による道路の寸断、集落の孤立が起きた場合、避難は確実に実行できるのか。 また、大雪で広範囲にわたり孤立世帯が発生するなど、一度に多くの支援が必要となる場合や、地震・津波で多くの道路や港が被災し直ちに復旧できない場合などのように大規模な自然災害と原子力災害が併せて発生した際、自治体だけでは対応が困難なケースも想定されるが、その際には、具体的にどのような形で海上保安庁や自衛隊等の支援が受けられるのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】【住】</p>	<p>避難ルートが自然災害等により使用できない場合は、あらかじめ定めた代替ルートに変更、又は新たにルートを設定するとともに、迅速に道路を啓開することとしている。</p> <p>それでも道路が使えず、かつ、避難しなければならない場合は、海上保安庁、自衛隊、全国からの警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の支援を得て、ヘリコプターや船舶を使用し避難を実施することとしている。</p> <p>このため、防衛省、海上保安庁が保有する機材で接岸あるいは着陸できる港湾や漁港等を一つ一つ確認している。</p> <p>実際に使用できるかはそのときの気象条件等によるが、自衛隊の機材については、相当上陸しづらいところにも接岸できるようなものもある。</p>	<p>大規模な自然災害と原子力災害が同時に発生した場合の、実動部隊の具体的な対応を国に確認したところ、緊急時対応は、実動部隊を所管する関係省庁も了解して策定しており、実動部隊を派遣することは確実である、ただし、具体的な対応方法は、自然災害の種類や施設の被災状況によって異なってくるので、現段階で確定的なことは申し上げられないが、これまでの他の大規模災害時の支援を見ていただければ、確実に支援を行うことが分かっていたとのことであった。</p> <p>これを踏まえ、県としては、大規模な自然災害と原子力災害が同時に起こった場合でも、国からの実動部隊の支援を受け、十分に対応できると考える。</p> <p>なお、顧問からは、次のような意見等が出されたが、県・市の避難計画や取組を疑問視する意見はなかった。</p> <p>【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に自然災害対応を進めている県の災害対策本部に情報が集約されていて、その後原子力災害に至った場合、その集約された情報を具体的な避難指示等の意思決定に生かすことが必要。また、限られた要員で活動することを想定すると、オフサイトセンターでの活動との関連を含め、実効的な組織のあり方を検討し、確認していくことの優先順位が高い。
⑦	<p>〔避難道路の整備、橋梁の耐震化〕 松江市内の堀川などは橋梁の耐震化が全く進んでいないのではないかと。机上の空論ではなく、まずは避難道路の整備をしっかりと行うべきではないかと。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>広域避難計画は、現在利用できる道路を避難経路として設定している。</p> <p>より円滑な避難のための道路整備については、地域住民の安全安心のために重要だと認識している。</p> <p>原子力災害時の避難時にも主たる経路として使用する緊急輸送道路については、県の整備計画に基づき、橋梁の耐震化等のハード対策を着実に進めている。</p> <p>一方、避難ルートが自然災害等により使用できない場合は、あらかじめ定めた代替ルートに変更、又は新たにルートを設定するとともに、迅速に道路を啓開するなどのソフト対策の両面で対応することとしている。</p>	<p>より円滑な避難が可能となるよう、国に対しては、道路整備等の支援の拡充を、引き続き要望していく。</p> <p>県の幹線道路の整備については、昨年度策定した「島根の『つなぐ道プラン2020』」において、災害時や緊急時の輸送路として重要な機能を担う「骨格幹線道路」を優先的に整備すること、また、道路防災対策（落石対策、橋梁耐震化等）については「緊急輸送道路」から優先的に実施する方針を定めており、これに基づき整備を進めていく。</p> <p>なお、顧問からは、次のような意見等が出されたが、県・市の避難計画や取組を疑問視する意見はなかった。</p> <p>【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に関しては小さい道路の方が通行できなくなる可能性ははるかに高い。また、大雨による視界の問題で移動できないこともある。道路の損傷以外にも、物理的に移動できないような環境条件まで含めた状況設定が必要。

	質問・意見	回答主旨	県の認識
⑧	<p>【隠岐航路と海上避難】</p> <p>隠岐への物流・人流の拠点である七類港と境港は30 km圏内にあるが、対策はとられているのか。</p> <p>海上を避難する場合、海運業者や漁業者への情報伝達が大変重要と思うが、考え方は整理されているのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>本土側で避難指示が出され、七類港や境港が使用できなくなる場合などには、UPZ外の港の使用や自衛隊、海上保安庁などの実動組織による緊急輸送を行う。</p> <p>また、海上においても事故の状況によっては、避難行動をとっていただくことになるので、船舶等に対しては、海上保安庁や県から必要な情報伝達や注意喚起を行うこととしている。</p>	<p>国の回答主旨のとおり。</p>
⑨	<p>【避難方法】</p> <p>福島原発事故では、30km 圏外も避難しているのに、計画を30km 圏内に限っているのはなぜか。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>福島原発事故の際、30km 圏外では、飯館村の積算の被ばく線量が、緊急時における国際基準（20～100mSv/年の下限の20mSv/年）を超える恐れがあったため事故発生から1ヶ月後に「計画的避難区域」に指定された。</p> <p>UPZの距離は、国際基準をもとに設定されているが、UPZ（5～30km 圏）外においては、プルームの通過後、万が一、一時移転が必要となっても、実施するまでには十分な時間的余裕があるため、あらかじめ計画を策定する必要はないとされている。</p> <p>そのため、30km 圏外の地域については、あらかじめ避難計画等を作成していないが、原発事故が起こった際には、30km 圏内と同様に原発事故の状況について情報提供するとともに、必要に応じて避難等に関する指示を行うこととしている。</p>	<p>国の回答主旨のとおり。</p> <p>なお、顧問からは、原子力災害対策指針の避難の考え方やそれに基づく県・市の避難計画や取組を疑問視する意見はなかった。</p>
⑩	<p>【新型コロナウイルス感染症対策等への対応】</p> <p>密閉が求められる屋内退避と三密回避が必要な新型コロナウイルス感染症対策は両立し得ないのではないか。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、避難所内での人と人との距離の確保などの措置をとれば、避難所の収容可能人数は少なくなると思うが、避難所数は足りているのか。</p> <p>同様にバスは足りるのか。</p> <p>感染症により医療施設が逼迫するような状況では、原発災害時の医療調整など出来ないのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【特】【住】</p>	<p>屋内退避の際、社会福祉施設等においては、放射性物質の飛散がない時間帯において30分に1回程度は換気することができるよう、きめ細かい情報提供を行う。</p> <p>また、避難所の収容可能人数には一定の余裕分を見込んでいるので、この余裕分を活用し感染症対策に対応することが可能であるが、その際は、地域の感染症の発生状況や原子力災害の事態の状況の両面からリスクを見て関係自治体と調整を行うこととしている。</p> <p>バスについても余裕台数がある。</p>	<p>国の回答主旨のとおり。</p> <p>なお、計画以上の避難所確保が必要になった場合の広域の避難者受入調整について国に確認したところ、中国地方で避難先が充足しない場合は、不足分について中国地方以外の災害等発生時の広域支援に関する協定等を締結している府県との間で、島根県、鳥取県又は国が調整の上、避難先を確保することを基本としているが、両県がそうした協定による対応が実務上できない場合は、政府も対応するとのことであり、県としても、そのような場合でも適切に対応できると考える。</p>

	質問・意見	回答主旨	県の認識
⑪	<p>〔原発から放射性物質が放出された際の避難〕 フィルタベントを通して放出された場合、被ばく量はどの程度か。放射性希ガスはフィルタを付けても吸着できないのではないか。 その場合、被ばくを前提とした避難となるのではないか。どのような根拠をもって基準を設定しているのか。 それは乳幼児や乳児であっても同様の扱いか。 【特】【安】【住】</p>	<p>フィルタ装置を通すことで粒子状の放射性物質の放出量を1/1000以下まで低減することができる。希ガスは、フィルタでは吸着できないが、放出までの間、格納容器内に閉じ込めることで放射能が減衰される。フィルタベントにより、福島原発事故時には、10000TBq 放出されたとされる放射性物質（セシウム137）が、島根2号機では4.8TBqまで抑えられるとしている。 放射性物質放出後は、UPZについては、毎時20μSvを超える場合は一時移転等を行うこととなるが、この基準は福島原発事故の教訓やIAEA（国際原子力機関）の国際基準も踏まえ、国際基準よりも一定程度厳しめな数字をとっており、基本的にこの数値に従っていれば健康上の影響は大きくない。</p>	<p>フィルタベントについて顧問からは、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見を含め、特段の意見はなかったことから、県としては、審査結果は妥当と考える。 また、UPZの避難の考え方については、国の回答主旨のとおり。 なお、顧問からは、原子力災害対策指針の避難の考え方やそれに基づく県・市の避難計画や取組を疑問視する意見はなかった。 【顧問の意見】 <ul style="list-style-type: none"> 基本的な考え方として、屋内退避をしないと無用な被ばくを生じるとするのが原点にあるので、その部分の理解を深めていただく以外なく、平時のきちんとした情報発信につきる。 </p>
⑫	<p>〔避難対策の実効性〕 様々な課題がある中で、避難計画の実効性はなく、住民は原子力災害が起こった際の避難に不安を抱いている。 避難計画には、最低限ここまで出来ていないといけないという基準を設けるべきではないのか。 また、避難計画の実効性が有るのか無いのかは、避難することとなる住民一人ひとりが判断すべきではないか。 どんなに対策を講じてもこれで十分ということはないので、計画の精度をきめ細かくバージョンアップしていく努力は避難先を含む中国5県全体でやっていただきたい。 【特】【安】</p>	<p>避難計画の実効性は、有るか無いかという問題ではなく、また、ここまでやれば十分という問題でもなく、継続して高めていくものと考えている。 避難計画の実効性を高めていくためには、行政対応者の対応能力と住民の方々の理解の2つが要素と考えている。 対応能力については、避難先や避難経路、経路が使えない場合の対応等を、関係省庁や関係自治体がそれぞれの計画を持ち寄って連携を取れるようにしてきた。また、訓練等を通じて、これからも計画は継続的に見直して、実効性を向上させていく。 住民理解を深めていくことについては、例えば、自治体等で様々な媒体による広報を実施するほか、訓練の際に住民の方に分かりやすく伝える機会を設けるなど、住民との接点を増やしながら対応していく。</p>	<p>国の回答主旨のとおりと考える。 なお、原子力災害時の避難計画の実効性に係る顧問の意見は、次のとおりであり、県の考え方を疑問視する意見はなかった。 【顧問の意見】 <ul style="list-style-type: none"> 防災としてはできるだけ準備をして、住民を避難させ被ばくを減らすということにまずは力点を置くべき。その準備が担保されているかという基本を忘れないのが重要。 </p>

	質問・意見	回答主旨	県の認識
⑬	<p>〔避難が長期化した場合の補償〕 避難が長期化した場合、どのような対応がとられるのか。補償はされるのか。</p> <p>【住】</p>	<p>仮に長期化した場合は、福島のを踏まえながら支援のスキームを用意している。</p> <p>また、原発事故が起きた場合の被災者の救済等を目的として、原賠法、補償契約法があり、最終的には中国電力が補償を行うことになっており、必要に応じて国もそのための援助を行う。</p>	<p>避難が長期化した場合の対応について国に確認したところ、専門の部署は、資源エネルギー庁にあり、原子力災害が発生した際には、原子力被災者生活支援チームを早期に投入することとしており、被災者の意向も踏まえ、二次避難先となる賃貸住宅、仮設住宅等の確保に自治体と連携して取り組むなど、住民の避難先の生活支援に責任をもって対処するとのことであった。</p> <p>これを踏まえ、県としては、避難が長期化した場合も国が適切に対応されるものと考えている。</p>
⑭	<p>〔行政機能の機能不全時の対応〕 広域避難の司令塔になる県庁が原発から9km弱、松江市役所も10km以内であり、機能不全になることを危惧している。</p> <p>機能不全を防ぐための方策は県だけでなく、国も責任を持ち、重視すべき問題だと思うがどうか。</p> <p>【住】</p>	<p>万が一、庁舎が機能不全になった場合、自治体において業務継続計画を立てているが、国も原子力災害対策本部を立ち上げるので、国と自治体が一体となって、避難指示後の住民避難等に問題が生じないように対応していきたい。</p> <p>また、県災害対策本部の移転が必要になった場合に備え、移転先における通信連絡設備や、移転先が30km圏内であることを考慮した放射線防護対策設備が整備されている。</p>	<p>国の回答主旨のとおり。</p> <p>国、県、市等は、あらかじめ非常参集職員の名簿や参集基準を策定するなど、原子力災害時の体制を整備しており、県においては、県庁が所在する地区に避難指示等が出された場合の対応も含め業務継続計画で定めている。県の災害対策本部業務については、住民避難の完了後、出雲合同庁舎へ移転し業務を継続することとしている。</p> <p>なお、顧問からは、次のような意見等が出されたが、県の災害対策本部機能の確保や業務継続計画、取組を疑問視する意見はなかった。</p> <p>【顧問の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複合災害の場合もあれば単独災害の場合もあり、様々なケースを想定しておく必要がある。 ・ 事象展開が予想を超えて速いとか、色々な障害が加わることを想定したシナリオで、個々の対応能力の向上や意思決定の仕方を体感できる訓練など、訓練の在り方についても検討をいただきたい。

3. 国のエネルギー政策に係るもの

	質問・意見	回答主旨	県の認識
①	<p>【原発の必要性】 海外では原発を止めている国があるのに、日本で維持しようとする理由は何か。</p> <p>【特】【住】</p>	<p>I E A（国際エネルギー機関）は、「クリーンエネルギーへの転換において原子力は重要な役割を果たす」としており、米国、欧州、中露をはじめ、原子力政策を積極的に推進している国もある。</p> <p>資源の乏しい我が国の経済や生活を守っていくためには、電力の安定供給、経済効率性、環境適合の観点から、安全性の確保を大前提とした上で、原子力を使っていかなざるを得ない。</p>	<p>国のエネルギー基本計画でも、我が国は、四方を海に囲まれ、国際連系線がなく、化石資源に恵まれず、遠浅の海や平地が少なく自然エネルギーを活用する条件も諸外国と異なり、エネルギー供給の脆弱性を抱えているとある。</p> <p>こうした観点も踏まえると、国の回答主旨については理解できる。</p>
②	<p>【原発の必要性】 原子力の発電コストが低いとは言えなくなったという指摘があるが、メリットは薄れているのか。</p> <p>【特】【住】</p>	<p>コスト試算は、更地に新たな発電施設を建設する前提であり、最も低い事業用太陽光と比べて、原子力が若干高いが、低廉な電力となっている。</p> <p>なお、この試算では、原子力については、安全対策費、核燃料サイクルや使用済燃料最終処分費、事故リスク費用が含まれているが、事業用太陽光については、天候によって左右される出力を火力や揚水発電でバックアップするためのコストは含まれていない。</p>	<p>国の回答主旨については理解できる。</p>
③	<p>【原発の必要性】 電気が足りている現状で、原発を稼働する必要があるにあるのか。</p> <p>【特】【住】</p>	<p>電気は現状では足りてはいるが、需給の状況は逼迫してきている。その中で地球温暖化に対応するためには再生可能エネルギーの導入を図る必要があるが、賦課金という形で国民負担が増えていくこと、気象条件により出力が不安定なことなどの課題がある。こうしたことを踏まえると、原発も一定程度必要である。</p> <p>日本が抱えるエネルギー事情を丁寧に説明していく。</p>	<p>国の回答主旨については理解できる。</p>

	質問・意見	回答主旨	県の認識
④	<p>【原発の必要性】 CO₂の排出削減目標について、原発ではなく、再生可能エネルギーでは達成できないのか。</p> <p>【特】【住】</p>	<p>再生可能エネルギーについては、天候等による変動を火力発電でバックアップする必要があること、賦課金という形で国民負担が増えていくこと、適地が限られていることなどから、一定の制約がある。</p> <p>その主力電源化に向けて最大限取り組んだとしても、電源構成の20～22%を原発に頼らざるを得ない。</p>	<p>国に改めて確認したところ、次のとおりの回答であり、この回答については、理解できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再エネについては、国民負担の抑制や地域との共生を図りながら、主力電源化していくことが政府の基本方針。 ・ しかし、再エネの主力電源化にあたっては、 <ol style="list-style-type: none"> ① 再生可能エネルギーのポテンシャルの大きい地域と大規模消費地を結ぶ系統容量の確保や、太陽光や風力の自然条件によって変動する出力への対応、 ② 平地が限られているといった我が国特有の自然条件や社会制約への対応、 ③ 適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生、 ④ 発電コストが国際水準と比較して依然高い状況にある中で、コスト低減、国民負担の最大限の抑制、 といった様々な課題がある。 ・ これらの課題の克服に向け、揚水発電の活用や蓄電池の導入拡大等による調整力の確保等に取り組む一方で、再エネの技術開発やコスト低減の見通しには不確実性があることは事実。 ・ こうした不確実性を考慮せずに、再エネだけで電力需要を賄うとすることは、我が国のエネルギー政策として適当ではないと考えている。
⑤	<p>【原発の必要性】 今の日本のエネルギー事情を考えたときに原発は必要不可欠な電源であるということを政府がはっきりと示すべきではないか。</p> <p>【特】【住】</p>	<p>資源が乏しい日本において安定かつ安価で気候変動問題を考えたときに、原子力は欠かせないというのが政府の認識であり、国民、県民の皆様にも直接説明する機会を数多く作っていく。</p>	<p>原発は必要不可欠だと考えているかについて、国に改めて確認したところ、次のとおりの回答であり、この回答については、理解できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源が乏しい日本において、気候変動対策を進める中であっても、安定的で安価なエネルギー供給を確保することは最重要課題。その上で、電力を供給する上では、S+3Eのバランスを取るため、①ベースロード電源、②火力や揚水式水力、蓄電池などの調整力、③再生可能エネルギーをうまく組み合わせることが重要であり、こうした観点から、ベースロード電源を含め、あらゆるエネルギー源を活用していくことが重要。 ・ そのため、安全を最優先に、原子力発電を活用していくことが必要不可欠であると考えており、国も前面に立って、説明会などを通じて丁寧な説明を尽くし、地元の理解を得ながら再稼働を進めていく。

	質問・意見	回答主旨	県の認識
⑥	<p>【核燃料サイクル】 放射性廃棄物の問題の目処が立っていない中で、原発を動かしてもらっては困る。 仮に六ヶ所の再処理工場が稼働すれば、年間8トンのプルトニウムが出てくるが、使うあてもなく、核不拡散条約に抵触し、国際的な信用を失う重要な問題ではないか。 使用済MOX燃料の再処理については、全く予定が立っていないなど、核燃料サイクルには多くの課題がある。</p> <p style="text-align: right;">【特】【安】【住】</p>	<p>六ヶ所村の再処理工場、MOX燃料加工工場に規制委員会の許可が出たこと、最終処分について2町村で文献調査が開始されたことは一定の前進と考えている。 廃棄物については社会全体で必ず解決しなければならない課題であり、政府として強い決意と責任を持って取り組んでいく。 IAEA（国際原子力機関）では、日本にあるプルトニウムを含む全ての核物質が平和的な利用に留まっているという結論を出している。 電気事業連合会においても新たなプルサーマル計画を令和2年12月に策定し、プルサーマルを早期かつ最大限導入することとしている。</p>	<p>核燃料サイクルの推進については、国が前面に立って取り組むべきであり、県としては、再処理事業の進捗状況を注視していくとともに、引き続き国に対し、取組を加速させるよう求めていく。</p>
⑦	<p>【原発の必要性】 国が、原発の再稼働を国策として進めることを説明し、安全性についてしっかりと検証すれば、国民の理解は得られるのではないかと考えている。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>		<p>政府が、御意見のような考え方に基づいてエネルギー政策を進めているものと理解している。 ただし、島根原発2号機の再稼働については、一般論ではなく、個別事情を踏まえ総合的に判断していく。</p>

4. 中国電力に係るもの

	質問・意見	回答主旨	県の認識
①	<p>〔安全協定〕 立地自治体並みの安全協定締結を望む周辺自治体からの要請に対し正面から答えようとしないう中国電力の姿勢について改善を求めたい。周辺自治体に対し立地自治体並みの安全協定を認めることが、中国電力の信頼回復につながるのだと思う。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>事前了解等については、これまでの経緯を踏まえ対応をしているが、周辺自治体の住民の安全と環境の保全を守るという安全協定の趣旨は全く同じである。</p> <p>安全協定だけが、住民の安全を守るものではないと考えており、原子力防災の取組も含めて協議しながら、できる限りの対応をしていく。</p>	<p>安全協定については、立地自治体と周辺自治体の双方がそれぞれ異なる立場から妥当な内容を主張されていると受け止めており、どちらかに与して、こうすべきと言うことは適当でないと考えている。</p> <p>周辺自治体と中国電力との安全協定の問題としてではなく、国に対して、立地自治体・周辺自治体の双方の意見が、稼働・再稼働の判断に、適切に反映される仕組みを引き続き要望していく。</p>
②	<p>〔原子力事業者としての資質〕 中国電力の度重なる不適切事案については、原発に反対の立場からだけでなく、様々な立場の方から不安の声を聞いている。安全文化醸成のために、しっかりと対応いただきたい。</p> <p>人口が集中する県庁所在地に唯一ある島根原発の設置者として、福島原発事故から得られた教訓を踏まえ、緊張感を持ち、県民の安全確保を担保することが、中国電力の大きな役割と使命だと思う。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>安全文化の意識醸成の取組を、社員のほか、協力会社に対してもしっかりとやるとともに、しっかりと指導するための監視評価組織を立ち上げた。</p> <p>意識の醸成と監視・管理の両面での取組により、全員が同等の安全文化の意識をもてるように取り組む。</p> <p>発電所が県庁所在地にあり、事故があれば非常に影響が大きいと認識している。</p> <p>福島原発事故においては、情報の一元化が出来なかったことが最大の教訓と考えており、防災ネットワークを含めた体制をしっかりと構築した。</p> <p>想定外の場合の危機管理については、トップ以下しっかりと対応力が持てるように、教育のプログラムを受けるなど、引き続き、緊張感をもってトラブルを起こさないようにしっかりと管理対応していく。</p>	<p>(安全対策⑦と同じ)</p>
③	<p>〔使用済燃料の最終処分〕 島根原発の使用済燃料は全量搬出されるのか。 乾式キャスクを設置する予定はあるのか。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>島根原発は貯蔵容量にまだ余裕があるため、当面現行の貯蔵設備を活用する。</p> <p>将来は、使用済燃料の貯蔵状況等を勘案して、敷地内外における乾式貯蔵施設等種々の貯蔵方策について検討する。</p>	<p>中国電力の回答主旨にある「敷地内外における乾式貯蔵施設」については、安全協定に定める事前了解事項であるが、中国電力から事前了解願が提出されたことはなく、県として了解したこともない。</p> <p>県としては、再処理事業の進捗状況を注視していくとともに、引き続き国に対し、核燃料サイクルの取組を加速させるよう求めていく。</p>
④	<p>〔原子力事業者としての責任〕 避難計画の実効性を高めるために絶えず努力をしなければならぬという多大な負担を強いていることを、中国電力は認識しているのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>福島のような事故を二度と起こしてはならないという気持ちで、しっかりと安全対策、新規制基準にも対応してきた。</p> <p>事故を起こさないよう最大限努力した上で、防災対策に対しても、ストレッチャー車両の支援や、汚染測定のための1300人の社員の派遣など、最大限の協力していく。</p>	<p>中国電力には、原子炉設置者として、原子力災害で一度失われたものを取り戻すことの大変さ、また、福島第一原発事故と同様の事故を二度と起こしてはならないという認識を常に持ち、業務執行に当たってもらわなければならない。</p>

5. その他

	質問・意見	回答主旨	県の認識
①	<p>〔判断時期〕 国は、なぜ設置変更許可後という時期に県に対し再稼働に対する理解の要請を求めてきたのか。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>他地域と同様の扱いとしている。</p>	<p>国に確認したところ、原子力規制庁は、設置変更許可の審査の段階で、基本的な設計方針に加えて、詳細設計の部分にも踏み込んで確認しているとのことであった。</p> <p>国がいつ理解要請を求めていくかは、国の判断により決められたものと認識している。</p>
②	<p>〔アンケート、住民投票〕 いったん再稼働すれば、住民は長期に渡りリスクを負うことになるのに、その判断を一部の人で決めてよいのか。例えば、アンケートや住民投票を行って合意形成するようなプロセスをつくるべき。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>原発について理解を得る形については様々な形があると考えており、国が一律に決めるのは適切ではない。</p> <p>地域の自治体と良く相談の上、地元の理解を得られるよう取り組んでいく。</p>	<p>政治・行政の仕組みとして、有権者から選挙で選ばれた者がその職責を果たすことが基本と考える。</p>